

香南市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条および児童福祉法第33条の20に規定する香南市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定するにあたり、委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 目的

障害者総合支援法により、障害者自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られています。

本業務は、国の障害者基本計画及び高知県障害福祉計画を基本に、関連する他の計画との整合性や社会情勢及び制度の動向を踏まえ、本市の障害者・児の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する計画を策定することを目的とする。

3. 業務の概要

(1) 業務番号及び業務名

福第05027号 香南市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(3) 業務内容

別紙「香南市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定業務 仕様書」のとおり

(5) 委託上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税は含まない）

※契約金額の限度額であり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

4. 参加資格

企画提案書を提出できる者は、委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加表明書の提出日時点において、四国内に主たる営業所を置く者又は営業所を受任者とする者で、香南市の物品購入及び役務の提供に係る競争入札参加資格有資格者名簿の「代行関連」に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱、香南市物品購入及び業務委託等の契約に関する指名停止措置要綱及び指名回避措置基準要領に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5. 契約候補者選定の手続き

(1) 選定委員会の設置

契約候補者の選定に当たり、「香南市第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

選定委員会委員の所属及び氏名は、最優秀提案者の決定前は非公開とする。

(2) 一次審査および二次審査の実施

参加表明書提出時の提出書類の内容に基づき、一次審査（書類審査）を行い、上位 3 者について、二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。なお、参加表明者が 1 者の場合でも、一次審査及び二次審査を行う。この場合、1 者について審査した上で、評価が一定水準に達していれば契約候補者に選定する。

(3) スケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、表 1 のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、香南市の休日を定める条例（平成 18 年香南市条例第 2 号）に定める休日（以下「閉庁日」という。）には受付等を行わない。なお、このスケジュールは、参加事業者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表 1 契約までのスケジュール

内 容	実施期間（期限）
プロポーザル実施要領及び仕様書の公表	令和 5 年 4 月 21 日（金）
質疑書（様式 1）受付期限（メール受付）	令和 5 年 4 月 27 日（木） 17 時まで（必着）
質疑書に対する回答（ホームページ上で回答）	令和 5 年 5 月 2 日（火） 17 時までに回答
参加表明書（様式 2）提出期限	令和 5 年 5 月 9 日（火） 17 時まで（必着）
一次審査（書面審査）実施	令和 5 年 5 月 11 日（木） 予定
一次審査通過者に対する二次審査（プレゼンテーション）参加依頼（メール通知）	令和 5 年 5 月 12 日（金）
企画提案書（様式 3）提出期限	令和 5 年 5 月 25 日（木） 17 時まで（必着）
二次審査（プレゼンテーション）日時通知	令和 5 年 5 月 26 日（金）
二次審査（プレゼンテーション）実施	令和 5 年 6 月 1 日（木） 予定
審査結果通知	令和 5 年 6 月 5 日（月） 予定

6. 質問の受付及び回答

- (1) 受付方法 質問は、質疑書（様式1）により電子メールにて受け付ける。
メールアドレス：fukushi@city.kochi-konan.lg.jp
- (2) 受付期間 令和5年4月21日（金）～ 令和5年4月27日（木）17時まで
- (3) 回答方法 香南市公式ウェブサイトの当業務ページに掲載する。
- (4) 回答期限 令和5年5月 2日（火）17時まで回答する。
- (5) 回答内容 質疑書への回答により、実施要領及び仕様書への追加又は修正が行われたものとみなす。

7. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式2）
- ②会社概要書（様式3及びパンフレット等）
- ③本業務に対する基本的な考え方が確認できるもの（任意様式）
※業務全体の進め方について、具体的に提案すること。
- ④業務実施体制（表2参照）及び配置予定者（様式4）
※配置予定者については、業務の経験年数や業務に関する所有資格、主な業務実績等を記載すること。
- ⑤業務実績報告書（様式5）
- ⑥業務スケジュール（任意様式）
※主な作業項目とスケジュール、貴社と市の役割分担等を記載すること。
- ⑦個人情報保護体制が確認できるもの

(2) 提出部数

- ①・②（企業名入り）各1部、③～⑦（企業名を特定できないもの）各6部

(3) 提出期限

令和5年5月9日（火）17時まで（必着）

(4) 提出場所

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市福祉事務所

(5) 提出方法

追跡情報が残る郵送又は持参

※持参の場合、受付時間は閉庁日を除く9時から17時まで（必着）

8. 参加の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式6）

(2) 提出期限

令和5年5月17日（水）17時まで（必着）

(3) 提出場所

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市福祉事務所

(4) 提出方法

追跡情報が残る郵送又は持参

※持参の場合、受付時間は閉庁日を除く9時から17時まで(必着)

9. 企画提案書の提出

参加依頼を受けた者は、企画提案書提出届(様式7)に、下記書類を添付し、提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書(任意様式)

A4サイズとし、「香南市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定業務 仕様書」に基づき作成すること。

②見積書及び積算内訳書(任意様式)

事業費総額を明記した見積書(任意様式、消費税抜き)を1部作成し、次の事項を記載した長形3号の封筒に密封して提出すること。

※提出の際は、封筒に業務名称、提出者の所在地・名称・代表者名、見積書が封入されている旨(「見積書在中」)を記載。

(2) 提出部数 企画提案書は、原本1部(企業名入り)、副本6部(企業名を特定できないもの)

(3) 提出期限 令和5年5月25日(木)17時まで(必着)

(4) 提出場所 〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市福祉事務所

(5) 提出方法 追跡情報が残る郵送又は持参

※持参の場合、受付時間は閉庁日を除く9時から17時まで(必着)

10. 一次審査（書類審査）

選定委員会において、業務実施体制及び業務実績報告書等に基づく一次審査を実施する。
審査方法は、選定委員会において提案者名を開示せず、表2の基準に基づき評価する。

表2 一次審査の評価基準

評価基準			配点	
評価の項目		評価のポイント		
業務実施体制	1	基本的事項	業務の趣旨を十分に理解し、本市と連携して業務を円滑かつ適切に遂行することが期待できるか。	35
	2	本業務の作業体制 (本業務の担当部署、担当員の人数、職種及びチーム構成等)	必要な人員配置や管理体制が整えられ、的確に業務を遂行できる体制を確保できているか。業務に携わる担当者に十分な経験があるか。また、専門的な知見を持った担当者が配置されているか。	
	3	業務実績	障害基本計画や障害福祉計画、地域福祉計画等の同種または類似の計画策定の実績を有しているか。	
	4	本業務の具体的事務フロー、作業計画、作業内容、作業スケジュール等	業務を実施する際の具体的な手法およびスケジュールが、本市での業務を実施するにあたり妥当かつ十分なものであるか。	
	5	個人情報保護体制	本業務を受託するにおいて個人情報保護体制は確保されているか。	

11. 二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、一次審査通過者を対象にプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 日時

令和5年6月1日（木）実施予定。

正式な日時や場所は、令和5年5月26日（金）メールにて通知する。

※審査については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、WEB会議等によるプレゼンテーション方法に変更する可能性がある。

(2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は3人までとし、総括責任者及び担当する予定の者は、必ず参加しなければならない。

(3) プレゼンテーションに要する時間

概ね30分程度（説明20分、質疑応答10分）とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクター及びスクリーンを準備する。必要な場合は事前に連絡すること。

(5) 評価方法

選定委員には提案者名を開示せず、表3の評価基準に基づき、提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。

(6) その他

- ①事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。
- ②実施時の追加資料の配布は禁止する。
- ③企業名等を特定できる内容（挨拶、呼称、企業名・ロゴの表示等）で行わないこと。
- ④欠席の場合は辞退とみなす。

表3 二次審査の評価基準

評価基準			配点	
評価の項目		評価のポイント		
企画提案内容	1	事業計画案	市の上位計画や関連計画との整合性を図るための対応策が提言されているか。	50
			各種統計データの収集整理や分析、事業所ヒアリング等の活用について、具体的かつ効果的な反映手法が提案されているか。	
	2	情報提供力	当該業務に関する法律や制度などの動向に関する情報提供ができる体制になっているか。また、具体的な提供方法が示されているか。	
	3	策定委員会への関わり方	会議を円滑かつ効果的に進めるための具体的な方策等が提案されているか。	
	4	事業所ヒアリング	事業所等に対し、適切なニーズの把握が行えるヒアリング方法、内容、集計、分析手法であるか。	
5	地域の実態把握と課題分析	本市の地域特性や施策の分析、課題等の解決方法について、具体的な提案や視点が示されているか。		
見積額	6	見積額の妥当性	予算の範囲内で積算されており、業務内容に対して妥当な積算が行われているか。	15
全体	7	取組姿勢	本業務に積極的かつ意欲的に取り組む姿勢が感じられるか。	

1.2. 契約候補者の選定等

当該業務に係る企画提案事業者を募集し、提出された企画提案書を本市が設置する選定委員会において審査し、最も優れた提案を行ったと判断された者を契約候補者として選定する。

(1) 契約候補者の選定

選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を平均した総評価点数（小数点第2位以下を切り捨て）が最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

なお、各委員がつけた評価点を平均した総評価点数が、評価基準の配点（100点満点）の合計点数の5割未満の場合は、契約候補者として選定しない。

また、提案者の評価点数が同点となった場合は、表3の企画提案内容にかかる評価点数の合計点数が高い者を選考する。

(2) 結果の通知

①契約候補者に選定した者に対し、選定した旨と総評価点・契約手続きの旨を通知する。

②契約候補者に選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨を通知する。

(※審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。)

(3) 契約候補者決定後の手続き

市は、契約候補者と契約交渉を行う。契約候補者との交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行う。

1.3. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者及び契約候補者の資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 提案書が定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

1.4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書及び見積書作成等、本プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (3) 提出できる企画提案書は1点のみとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出された企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 提出された関係書類は返却しない。

<書類提出先・問い合わせ先>

香南市福祉事務所 社会福祉係 担当：福井

〒781-5292 香南市野市町西野 2706

電話：0887-57-8509 FAX：0887-56-0576

メールアドレス：fukushi@city.kochi-konan.lg.jp